

まちなみ地区 Q & A

まちなみ地区についての質問にお答えいたします。

* 「まちなみ地区」とは、どのような地区ですか？

計画的に開発された住宅地域において、和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例で宅地改変行為や宅地以外の目的外利用（駐車場、資材置場など建築物以外の目的に利用する行為）を規制する地区のことをいいます。

* 計画的に開発された住宅地域は、初めから「まちなみ地区」指定されているわけではないのですか？

計画的に開発された住宅地域であるからということで、まちなみ地区指定するわけではありません。あくまでも、地域住民の皆さんの合意があって、初めてまちなみ地区に指定されるものです。

* 「まちなみ地区」の指定を受けるのにはどうすればいいのですか？

まず、地区住民の皆さんでお住まいになっている地域の良好な住環境を保全育成するため、敷地の再分割や目的外利用などの防止について話し合ってください。「まちなみ地区」指定についての要望を検討していただき、地域住民の皆さんの3分の2以上の同意が得られれば、まちなみ地区指定申入書に地区の指定を申し入れる区域を示す図面、地区住民等による会議録、地区住民等の意向を示す書類を添付して市へ提出していただきます。

* 「まちなみ地区」指定の期間は決まっているのですか？永久ですか？

まちなみ地区指定に対して期間は決まっていないので、永久的となります。ただし、地域住民の皆さんの3分の2以上の合意があれば、地区指定の解除の申出はできます。

* 売買する際、市に対して特別な申請は必要なのですか？

特にまちなみ地区指定されているからということで、市に対して特別な申請を行っていただく必要はありませんが、土地の売買をされる際は、相手方に対して、当該地はまちなみ地区に指定されているため、規制があることをお伝えください。

* 「まちなみ協議会」とは、どのような組織ですか？

まちなみ地区内において、良好なまちなみ環境の保全育成を図ることを目的として、自ら守るべき基準（ルール）を定めて活動する地区住民の皆さんで構成された団体のことです。

* 「まちなみ協議会」の認定を受けるのには、どうすればいいのですか？

まちなみ協議会設立届を市へ届け出ていただきます。